

新民法で変わった保証制度と税務

— 契約時から履行・求償まで 顧問先への対応ポイントを
Q&Aでつかむ! —

新民法で変わった 保証制度と 税務

弁護士法人Y&P法律事務所
税理士法人山田&パートナーズ 著

契約時から履行・求償まで
顧問先への対応ポイントを

Q&A

でつかむ!



第一法規

弁護士法人
Y&P法律事務所
税理士法人
山田&パートナーズ 著

A5判/312頁

定価3,300円
(本体3,000円+税10%)

内容見本

7 保証契約の締結②

保証契約を締結するのに公正証書の作成が必要な場合がある
と聞きました。それはどのような場合でしょうか。

A 7

①原則として、個人が保証人となる、事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は根保証契約については、契約締結前1か月以内に、保証人となろうとする者が公正証書を作成していなければ効力を生じません(民法465の6①)。

②例外として、①の場合であっても、経営者保証の場合(主債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が保証人となる場合)など一定の場合には、公正証書を作成しなくても保証契約又は根保証契約の効力が生じます(民法465の9)。

解説

公正証書の作成と保証の効力

(1) 公正証書の作成が必要な場合

令和2年4月1日以降、個人が保証人となる場合には、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約については、原則として、契約締結日前1か月以内に保証意思を表示した公

正証書を作成しなければ、効力が生じないこととされました(民法465の6①)。なお、法人が保証人となる場合には、公正証書を作成する必要はありません(民法465の6②)。

これらの保証契約又は根保証契約に公正証書の作成が必要とされた趣旨は、これまで、事業に関する個人保証については、義理や人情から断り切れず、また、保証契約の内容及び保証人となることの危険性を十分に理解することなく保証契約を締結するケースが多くなり、その結果、莫大な負債を抱えて生活が破綻してしまうといった事例が多かったことから、個人保証を制限し、個人保証人となる者を保護することにあります。

(2) 例外的に公正証書の作成が不要となる場合

個人が保証人となる場合であっても、以下の者が保証人となる場合には、類型的に保証のリスクを十分に認識しないまま保証契約を締結してしまうおそれが高いため、例外的に公正証書の作成は不要とされました。

① 主債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(民法465の9-1)

いわゆる経営者保証の場合には、保証人たる経営者が、主債務者である法人の意思決定に影響力を有しているほか、財務状況についても熟知していることから、公正証書の作成は不要とされました。「これらに準ずる者」とは、その名称を問わず、理事や取締役等と同様に法律上法人の重要な業務執行を決定する機関又はその構成員の地位にある者をいいます。例えば、宗教法人における責任役員や持分会社において業務執行役員が定められている場合における業務執行役員等がこれに当たります。

なお、実務的には、理事等に当たるか否かは、原則として登記事項

本書の特色

- 改正後の民法に基づいた詳細かつ丁寧な解説で、保証制度の基礎知識からクライアントへの対応まで理解できる!
- 根保証や共同保証など、さまざまな形態の保証について、民法改正を受けた新たな留意点をわかりやすく解説!
- 所得税・法人税・相続税・印紙税・消費税など、保証に関する税務上の取扱いについても解説!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

この1冊で債務保証の最新実務を法務・税務の両面からつかめる！

目次

I 法務編

第1章 保証の意義

- Q1 保証債務の概要
- Q2 保証の種類
- Q3 保証に関する改正の概要①
- Q4 保証に関する改正の概要②

第2章 保証契約の締結

- Q5 保証契約の概要
- Q6 保証契約の締結①
- Q7 保証契約の締結②
- Q8 保証契約の締結③
- Q9 保証契約の締結④
- Q10 債権者の情報提供義務
- Q11 経営者が会社の債務を保証する場合の留意点
- Q12 経営者保証ガイドライン
- Q13 会社が保証する場合の手続

第3章 保証債務の履行

- Q14 保証債務の履行①
- Q15 保証債務の履行②
- Q16 担保物権の実行
- Q17 求償権①
- Q18 求償権②
- Q19 弁済と代位

第4章 保証債務の消滅

- Q20 保証債務の消滅
- Q21 保証債務と時効
- Q22 主債務が解除された場合

第5章 保証債務の相続

- Q23 保証債務の相続性
- Q24 保証債務の付従性
- Q25 保証債務がある場合の対応
- Q26 保証債務の評価

第6章 様々な保証

- Q27 根保証①
- Q28 根保証②
- Q29 共同保証
- Q30 賃貸借に伴う保証
- Q31 雇用契約に伴う保証
- Q32 信用保証協会による保証
- Q33 保証会社による保証
- Q34 表明保証
- Q35 M&Aと保証

II 税務編

- Q36 所得税①
- Q37 所得税②
- Q38 所得税③
- Q39 所得税④
- Q40 所得税⑤
- Q41 所得税⑥
- Q42 所得税⑦
- Q43 所得税⑧
- Q44 法人税①
- Q45 法人税②
- Q46 法人税③
- Q47 法人税④
- Q48 法人税⑤
- Q49 相続税①
- Q50 相続税②
- Q51 印紙税①
- Q52 印紙税②
- Q53 印紙税③
- Q54 消費税①
- Q55 消費税②

内容見本

Q 38 所得税③

求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときはどういった場合に認められるのでしょうか。

A 38

- 債権者について更生計画や再生計画等に基づく認可の決定があった場合等に認められます。
- 認可の決定がない場合であっても、債権者の債務超過の状態が相当期間継続している場合も認められます。

解説

1. 求償権行使不能の判定

保証債務の履行にないこととなったものは難しいため、所得金額が定められている(1)会社更生法等又は民事再生法のこれらの決定に(2)特別清算にかか

Q 45 法人税②

保証債務に関する求償権の回収が困難と見込まれる場合の貸倒れの処理は、保証債務の履行のタイミングによって異なりますか。また、保証債務を数年にわたって分割弁済する場合、分割弁済の初年度に全額を貸倒処理することはできませんか。

A 45

- 当該事業年度中に保証債務を履行して生じた求償権が回収困難となった場合、当該事業年度に貸倒処理が可能です。
- 保証債務を履行したのが当該事業年度後であれば、当該事業年度中に求償権の回収が困難であることがわかっていたとしても、その事業年度中に貸倒処理することはできません。
- 保証債務を数年にわたって分割弁済する場合、分割弁済の初年度に全額を貸倒処理することはできず、弁済の都度、発生する求償権について貸倒処理することになります。

解説

1. 求償権の取得と事前求償権に関する民法上の規定

保証人が主たる債務者に対して求償権を取得するのは、保証人が主たる債務者に代わって弁済その他債務を消滅させる行為をしたときと

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
新民法で変わった保証制度と税務 —契約時から履行・求償まで 顧問先への対応ポイントをQ&Aでつかむ!—	定価3,300円 (本体3,000円+税10%)	部

- * 弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
- また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
- * 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- * 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
- (いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	* 送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に 配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円(税込)	
	10万円以下の場合、660円(税込)	

年 月 日

ご住所	〒 —		
事務所名			
フリガナ ご氏名	様	TEL	—
	◎	E-mail	@

<お客様の個人情報の取扱いについて>

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX : 0120-302-640

書店印